

ペットの飼い方について

今回は犬や猫の飼い方ということで、近所やその他の人に迷惑を掛けないように、あらためてマナー・注意事項についてお知らせします。



犬を飼うにあたってのマナー・注意事項

家の中・外で飼うことや散歩などのマナーについては、まだ一部で守られていないケースもありますので、今一度確認をしてみましょう！

- ①必ず首輪・くさりを付けましょう！（首輪に鑑札・名札を付けましょう！）
- ②散歩の際には、リードを付けましょう！フンは必ず持ち帰りましょう！（心ない飼い主のために犬を散歩させている方全員が同じ目で見られるのはとても寂しいことです！）
- ③放し飼いは絶対やめましょう！（犬が突然道路に飛び出し不幸な一生を送りかねません！）
- ④犬の登録はお済みですか？犬を飼う際には、生後91日以上の犬は登録をするよう法律で義務付けられています。
- ⑤年に1回の狂犬病予防注射を必ず接種してください。
- ⑥ドッグランの利用について
ドッグランは飼い主各自の責任とマナーにより運営しているので、ルールを守って犬との楽しいひとときをお過ごしください。
 - ・発情中の犬や病気の犬、狂犬病予防接種と畜犬登録を済ませていない犬は利用できません。
 - ・犬のフンやゴミは飼い主が必ず持ち帰ってください。施設やその周辺を清潔に保ちましょう。

猫を飼うにあたってのマナー・注意事項

◆野良猫について

野良猫を可哀想に思い、餌を与えないでください。餌を与える（その行為が）みなしだいです。もし餌を与えるのであれば、生涯にわたり猫の面倒を見る「飼い主」という自覚をもち、近隣の方々に迷惑をかけないよう家の敷地外に猫を出さない配慮をしてください。

◆飼い猫について

- ①飼い猫である明示…首輪に名札を付ける
- ②室内飼育のすすめ…感染病予防・交通事故防止のため
- ③避妊・去勢手術のすすめ…出産させる予定が無ければ去勢手術を
- ④近隣の方への配慮…自宅敷地内にトイレを設け決まった場所で上記事項を留意し排泄行為をする様にしつける

※猫は、犬と違って散歩させたりすることはできませんが、家の敷地外に出さないことを心掛けてください。

犬の登録と狂犬病予防注射は義務です

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬には登録と狂犬病予防注射が義務付けられています。犬の登録は、住民生活課（早来庁舎）または、健康福祉課住民サービスグループ（追分庁舎）で行うことができます。

※今年度の集団接種は終了しています。お済みでない場合は、狂犬病予防注射を動物病院で実施してください。



登録内容変更の届けについて

次のような変更が生じた場合は届出を行ってください。

- ①犬が死亡した場合
- ②登録済みの犬の住所や電話番号などの登録情報や飼い主が変わる場合
- ③町外へ転出する場合、転出先の市町村へ届出
- ④町内へ転入した場合、旧居住地の市町村で交付された犬の鑑札を持って届出

問合せ 住民生活課住民生活グループ ☎ 2940